

# 福岡県公報

令和 4 年 1 月 25 日  
第 269 号

## 目 次

### 告 示 (第50号 - 第62号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	1
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂 防 課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課)	2
○都市計画事業の認可	(公園街路課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○河川法に基づく二級河川の指定の変更	(河川管理課)	5
<b>公 告</b>		
○住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	(住宅計画課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6

○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	7
○落札者等の公示	(総務事務厚生課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8

## 告 示

### 福岡県告示第50号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	甘木朝倉田主丸線	前	久留米市田主丸町長栖785番1先から 久留米市田主丸町長栖774番1先まで	8.2 ～ 8.6	158.0
			後	久留米市田主丸町長栖785番1先から 久留米市田主丸町長栖774番1先まで	11.2 ～ 11.8	

### 福岡県告示第51号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域(平成24年3月福岡県告示第629号)のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用す

る同条第 4 項の規定により公示する。

令和 4 年 1 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平恒(b)	飯塚市平恒（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平恒原口- 1	飯塚市平恒（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平恒原口- 2	飯塚市平恒（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から 3 は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第52号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第 57号）第 9 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年 3 月福岡県告示第630号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 4 年 1 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平恒(b)	飯塚市平恒（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
平恒原口- 1	飯塚市平恒（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり
平恒原口- 2	飯塚市平恒（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 3 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 から 3 は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第53号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第 57号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 4 年 1 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平恒(b)- 1	飯塚市平恒（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平恒(b)- 2	飯塚市平恒（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平恒原口- 1	飯塚市平恒（別紙図面 3 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平恒原口- 2	飯塚市平恒（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から 4 は省略し、その図面を飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第54号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第 57号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 4 年 1 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平恒(b)-1	飯塚市平恒（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり
平恒原口-2	飯塚市平恒（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 4 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 及び 4 は省略し、その図面は飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第55号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和 4 年 1 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称  
久留米市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
久留米小郡都市計画公園事業 3・3・301号 高山公園
- 3 事業施行期間  
令和 4 年 1 月 25 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
久留米市東櫛原町宇野添地内
  - (2) 使用の部分  
なし

#### 福岡県告示第56号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 4 年 1 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
飯塚市桑曲字薄ヶ藪576の3
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字薄ヶ藪576の3（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第57号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 4 年 1 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
遠賀郡岡垣町大字高倉3171（次の図に示す部分に限る。）、字金久曾1762、1771、1772、1773の1、1773の2、1774の1
- 2 指定の目的

水源の<sup>かん</sup>涵養

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字高倉3171、字金久曾1762・1771・1772・1773の1・1773の2・1774の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第58号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年1月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成11年10月27日農林水産省告示第1370号

#### 2 変更に係る指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

##### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第59号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年1月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年10月27日農林水産省告示第1357号（3に係るものに限る。）

#### 2 変更に係る指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

##### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第60号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年1月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成11年2月24日農林水産省告示第325号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び新宮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第61号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和4年1月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成11年1月22日農林水産省告示第158号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに糸島市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第62号

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第6項の規定により、次の表のとおり、二級河

川の指定変更をするので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年1月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

区分	水系名	河川名	区 間	
			上 流 端	下 流 端
変更	御笠川	旧 路鳥田川	右岸 筑紫郡二日市町大字紫 左岸 全 郡全 町大字全	高尾川 合流点
		新 鷲田川	筑紫野市二日市中央五丁目690番1地先の 県道龍明橋	御笠川への合流点

公 告

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和4年1月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指 定年月日
株式会社グリーンピース	福岡市南区野間二丁目7番22号	福岡市南区野間二丁目7番22号	令和4年1月11日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年1月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 ドラッグコスモス紫店・肉問屋筑紫野紫店
  - (2) 所在地 筑紫野市紫三丁目649番1外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
当該変更届出の内容に関しまして特に意見はありません

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年1月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 サンリブのおがた
  - (2) 所在地 直方市大字知古756番地
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年1月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日  
令和4年1月11日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 シュロアモール筑紫野西側敷地
  - (2) 所在地 筑紫野市原田836番地4外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林 辰雄 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 長島 巖 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

- 4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社積文館書店 代表取締役社長 松本 敏明 福岡市南区大楠二丁目23番5号 外10者	株式会社積文館書店 代表取締役社長 清地 泰宏 福岡市南区大楠二丁目23番5号 外9者

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年1月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 届出年月日

令和 4 年 1 月 11 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 シュロアモール筑紫野東側敷地  
(2) 所在地 筑紫野市原田836番地 5 外

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 上原 治也 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号	三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林 辰雄 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 若林 辰雄 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号	三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 長島 巖 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社レッドキャベツ 代表取締役社長 岩下 義之 山口県下関市山の田本町 1 - 9 外 6 者	株式会社西松屋チェーン 代表取締役社長 大村 浩一 兵庫県姫路市飾東町庄266 - 1 外 8 者

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 4 年 1 月 7 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マンガ倉庫飯塚店  
(2) 所在地 飯塚市大字楽市字荒町770番 1

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社チェンジホールディングス	午前 10 : 00	午後 7 : 00	午前 9 : 00	午前 1 : 00

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前	変更後
午前 9 時 30 分～午後 7 時 30 分	午前 8 時 30 分～午前 1 時 30 分

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 4 年 1 月 25 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

福岡県財務会計システム仕様変更業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称  
福岡県総務部総務事務厚生課

- (2) 所在地  
福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 3 年 12 月 3 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名

株式会社KCC

(2) 住所

福岡市博多区店屋町1番35号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

31,900,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(b)(iii)及び(c)(i)に該当

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字江辻字今石789番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡篠栗町大字尾仲84番地1ルーチェ篠栗109号

一宮 泉美、一宮 良満

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市津古字西宮原989番1、992番1、997番1、998番1及び999番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区博多駅南五丁目25番7号

株式会社大石企画

代表取締役 大石 堅治